

関係条文等（抜粋）

建設業法第28条第3項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

建設業法第28条第1項第6号

無許可業者との下請契約締結

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準

三 建設業者に対する監督処分の基準

2 指示処分又は営業停止処分をする場合の具体的基準

別表2に定める

別表2

- 9 - a 元請又は下請の立場で、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき